

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 公表規定の削除

表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべきとの指示等に従わない製造業者等があるときは、その旨を公表することができるとする規定を削除し、一般消費者の選択に資する観点から、必要に応じ、これらの事実を公表することができるとすること。

（第十九条の九第三項関係）

第二 表示に関する命令に違反した者に対する罰則の強化

表示に関する命令に違反した者に対する罰則を、自然人については一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に、法人については一億円以下の罰金に強化することとする。

（第二十四条及び第二十五条関係）

第三 その他

一 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとする。

（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めることとする。

（附則第二条及び附則第三条関係）